平成３０年（フ）第３号
新潟県佐渡市原黒290番地１　市営原黒住宅第10号
債務者　藤井　利雄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第３号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3414番地の５
債務者　前田　啓司
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１８００号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住３街区２号棟201号
債務者　山本　惠子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８４０号
名古屋市天白区高坂町293番地の１　ヒルズ高坂205号、従前の住所名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘29棟410号
債務者　須藤　　力
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５８号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘８棟506号
債務者　池戸　泰博
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１６号
名古屋市西区上名古屋２丁目26番24号　プレシアス赤城Ⅱ　403号
債務者　松山恵理子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２１号
名古屋市名東区藤里町28番地　ＳＴビル３－Ｅ号
債務者　伊藤　翔汰
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５５号
高知市南万々20番地15　レオパレス南万々102
債務者　深瀬　公悟
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７９７号
埼玉県上尾市浅間台３丁目12番地７　グリーンパークマルオカ305
債務者　澤村　一樹
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５７号
埼玉県北本市栄７番地　４－３－404
債務者　梶原　聖美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
千葉県香取市玉造14番地16
債務者　齋藤　　信
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１９０１号
名古屋市南区戸部町１丁目50番地の８
債務者　加藤かおり
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４７号
さいたま市北区日進町２丁目1730番地１　サニーハイツ日進101
債務者　杉山　秀樹
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５８号
埼玉県上尾市西宮下１丁目８番地　秋山ビル201
債務者　岡田　　貢
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８７号
埼玉県蕨市中央１丁目35番６号　サンドミールさわらび202号
債務者　イチノカワ　ラウラ　ダガイロアン
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
埼玉県草加市松原５丁目３番８―506号
債務者　川島　マキ
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
埼玉県越谷市南越谷４丁目18番地４　山王第３ハイム２Ａ
債務者　小澤　恭子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係